

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	使用料の還付		
根拠法令及び条項	那覇市公園条例施行規則 第11条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	昭和45年4月11日 (那覇市公園条例制定日)	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(即日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	昭和45年7月1日 (那覇市公園条例 施行規則制定日)	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

那覇市公園施行規則条例 第11条

(使用料の還付)

第11条 条例第11条第3項ただし書(条例第15条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を還付するものとする。

- (1) 市長が条例第12条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたとき 使用できない期間に係る使用料の額
- (2) 不可抗力により公園を使用できなくなったとき 使用できない期間に係る使用料の額
- (3) 公園の使用又は占用開始の日の前日から起算して5日前の日までに許可の取消しを申し出たとき 当該使用をする日又は当該占用をする日に係る使用料の全額